平成２４年５月２５日

各　　位

会 社 名　東 急 建 設 株 式 会 社
代表者名　取 締 役 社 長 飯 塚 恒 生
（コード番号 1720 東証第１部）
問合せ先　経営企画部長 山 内 直 行
（TEL 03－5466－5016）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成２４年６月２６日開催予定の第９回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の目的

（１） 当社の事業内容の現状に適応するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条の事業目的の変更を行います。

（２） 社外取締役および社外監査役の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第４２７条の規定に基づき、当該社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令の定める限度に制限する契約を締結することができるよう、第２８条第２項および第３６条第２項を新設いたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　　（下線は変更部分を示す。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1条　　（条 文 省 略）	第1条　　（現行どおり）
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．	１．
｝　　（条 文 省 略）	｝　　（現行どおり）
９．	９．
10．損害保険代理業	（削　　除）
11．労働者派遣事業	10．　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
12. 環境整備およびエネルギー対策に関する調査、企画、設備機器の販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務	11. 環境整備およびエネルギー対策に関する調査、企画、設備機器の販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務ならびに排出権取引および再生可能エネルギーに関する事業
13. 鉄道車両の販売およびコンサルティング業務	12.　　（現行どおり）
（新　　設）	13. 土壌および水質浄化等の環境汚染の修復に関する事業
（新　　設）	14. 防災に関する設備機器およびシステムの開発、設計、販売および施工
（新　　設）	15. 農産物の生産、加工、販売およびこれらに関するコンサルティング業務ならびに農業用資材の製造および販売
（新　　設）	16. 種苗および草花の生産および販売
（新　　設）	17. 公共施設ならびにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
14. 前各号に附帯する一切の事業	18. 前各号に附帯する一切の事業
第3条	第3条
〃　　（条文省略）	〃　　（現行どおり）
第27条	第27条
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第28条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第28条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第29条	第29条
〃　　（条文省略）	〃　　（現行どおり）
第35条	第35条

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。） の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第37条 〳　　（条文省略） 第43条	第37条 〳　　（現行どおり） 第43条

３．日　　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成２４年６月２６日（火）

定款変更の効力発生日　　平成２４年６月２６日（火）

以　上